



楽しさいっぱい! 初夏のイベント

2010年八日市大凧まつり

問 商工観光課 ☎0748-24-5662
IP 050-5801-5662

時 5月30日(日) 9:20から ※雨天時:6月6日(日) 場 愛知川八千代橋下流河川敷

国の無形民俗文化財に選択されている100畳敷八日市大凧の飛揚をはじめ、ミニ大凧コンテストや凧の特製グッズがそろった「凧の店」、バザーなどがあります。

- 10:00~ オープニング大凧揚げ
- 10:40~11:30 ミニ大凧コンテスト(図柄)
- 12:30~14:30 ミニ大凧コンテスト(飛揚)
- 11:30~14:30 100畳敷大凧揚げ(風の条件が良好なとき)
- 11:45~14:30 ステージショー



*会場周辺は駐車台数に限りがあり、大変混雑することが予想されます。八日市駅、市役所駐車場からの「無料シャトルバス」をご利用ください。

「願い札」に夢を託そう

100畳敷大凧に、夢や願いを託す「願い札」を貼ります。当日はオリジナル凧づくりや、大凧をバックに記念撮影もできます。

時 5月5日(祝) ※雨天決行10:00~12:00 場 八日市大凧会館別館 ¥ 願い札=1枚100円

新100畳敷八日市大凧 図柄募集

2011年~2013年の「八日市大凧まつり」で飛揚する新100畳敷大凧の図柄を募集します。

■テーマ:「健康」

★八日市大凧の特徴である「判じもん」や「切り抜き工法」を考慮した図柄とします。指定の用紙で応募してください。図柄の色は、カラーまたは単色のどちらでも結構です。

★応募作品は返却しません。入賞作品の著作権は主催者に帰属します。

申 6月15日(火)必着
申 八日市大凧会館
☎0748-23-0081

アートギャラリーへムスロイド2010

問 湖東支所
☎0749-45-3702 IP 050-5801-3702

時 5月22日(土)・23日(日) 各日10:00から
場 ことうへムスロイド村

へムスロイドとは「手工芸」の意味。全国から工芸作家が集結し、陶芸品・木製品・藍染め・革製品・アクセサリ・ガラス工芸など約130軒の店がならび、数多くの作品が展示され、販売も行われます。あなたも芸術の素晴らしさを肌で感じてみませんか。ご家族で楽しめるイベントが満載です。



花フェスタ2010in愛の田園

場 問 あいとうマーガレットステーション
☎0749-46-1110 IP 050-5801-1110

時 5月23日(日) 9:30開場

手づくりの寄せ植えが並ぶコンテストや花をテーマにしたコンサートなど、花いっぱいの雰囲気を楽しめます。

コンテスト作品募集

- 展示期間=5月22日(土)~5月30日(日) ■表彰・講評=5月23日(日)10:00から
- 募集部門=コンテナ花壇・ハンギングバスケット吊り下げタイプ・ハンギングバスケット壁掛けタイプ
- 賞=最優秀賞(3万円とトロフィー) など ■応募資格=どなたでも応募できます
- 申込方法=所定の用紙で5月16日(日)まで



■記号の説明・・・ 問=問い合わせ 時=時間 場=場所 ¥=費用 申=申し込み IP=IP電話

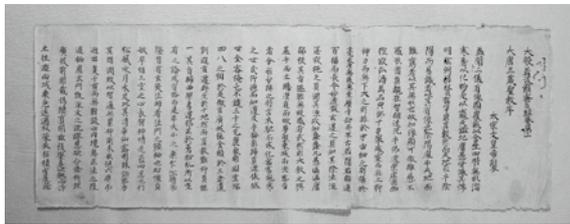


2件を指定 市指定文化財

市教育委員会は4月1日、美術工芸品や歴史資料など2件を市文化財に指定しました。これにより市指定文化財は190件になり、国・県指定などの文化財を合わせると339件となりました。

大般若波羅蜜多經 559巻

日枝神社(黄和田町)所蔵。滋賀県が行った大般若經調査により整理を完了して、89巻の写本と470巻の版本を確認しました。東福寺本などの例から、ほとんどが南北朝時代(14世紀)のものでした。第207巻のみ鎌倉時代の写本です。当時の日本の出版文化を知るうえで注目すべきものです。



東近江市内学校日誌等史料 295冊

東近江市所蔵。学校公文書は教育史の一次史料として重要な記録です。特に学校日誌は学校関係の歴史資料として最も基礎的な資料であり、記録された児童と教職員の営みは、今日では地域と学校の過去を伝える数少ない史料となっています。

学校日誌については、明治19年から昭和戦後期にわたる長野県松本市の旧開智学校の日誌(活字化・公刊)が全国的に著名ですが、調査の結果、東近江市が所有する学校日誌は明治14年から確認でき、貴重なものであることが明らかになりました。今回は、主に現在の五個荘小学校と湖東第二小学校の学校日誌が中心ですが、今後、他の学校についても調査を継続していきます。



市のイメージアップのためイベントや観光キャンペーンなど

東近江市レインボー大使が決定

で活躍していただく、今年度の「東近江市レインボー大使」が決まりました。

市観光協会が募集したもので、谷口京さん(27歳、栗東市)と山岸文子さん(28歳、近江八幡市)が選ばれました。お二人には、5月30日(日)の八日市大凧まつりをはじめ、市内外での観光PRなどで市の魅力を全国に発信していただきます。

新しい教育委員

が決まりました

◎委員長

小島 修(72歳、八日市本町)
任期：3月24日から1年間



小島委員長

◎委員長職務代理者

熊倉弘富美(46歳、蒲生岡本町)
任期：3月24日から1年間

◎委員(再任)

川副美知子(56歳、妹町)
任期：3月24日から4年間



応援します! 地域活動 地域活動支援補助金

市民が主役のまちづくりや地域の個性をいかしたまちづくりを推進するため、まちづくり協議会および市民活動団体が自ら企画して実施する地域活動事業を補助する制度です。補助対象事業は、提案内容を審査会で選考し、決定します。詳細は募集要項でご確認ください。

■募集締切 5月12日(水)必着

関東まちづくり推進課

☎0748-24-5623 ㊟050-5801-5623

	まちづくり協議会活動支援	市民公益活動支援
対象団体	地区まちづくり計画を策定したまちづくり協議会	自主、自立した運営を行い公益に寄与する団体。5人以上で組織し、活動を継続できる組織など
対象活動	地区まちづくり計画の実現や市の施策推進の一助となる新規活動	市民が自主的に不特定多数の公益の増進に寄与することを目的に行なう活動
補助限度額	50万円以内	30万円以内

※市が実施する他の財政的支援制度を受けている事業または受ける予定の事業は除きます。

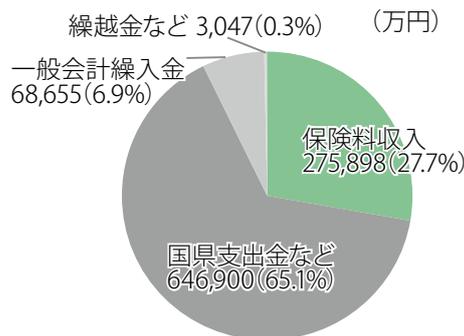


健全で安定した国民健康保険制度運営のため

保険料率を見直しました

本市では合併以降、国民健康保険料の大幅な改正をせず、国保を運営してきましたが、高齢化の進展や医療技術の高度化などにより年々、医療費は伸び続け、国保財政や運営を圧迫する状況が続いたため、平成22年度保険料率を改定することになりました。今回の改定では、急激な保険料率の上昇を避けるため、一般会計からの繰出金を大幅に増額し、できる限り保険料率の上昇を抑制しました。みなさんのご理解、ご協力をお願いします。

平成22年度の国保会計の収入割合



◎国民健康保険を支える保険料

医療費の一部を負担することで診療を受けられる国保は、生活を支える大切な制度です。

納めていただいた保険料は収入全体の3割を占め、国保の運営を支える貴重な財源です。

◆国民健康保険のしくみ

私たちは日頃から、『明るくすこやかに暮らしたい』と願い、適度な運動や食事を心がけています。

しかし、ある日突然、あなたやあなたのご家族が、病気やケガをするかもしれません。

国民健康保険は、そのようなときに備え、加入者（被保険者）が、それぞれの収入に応じてお金（保険料）を出し合い、医療機関にかかるときの費用などにあてる助け合いの制度です。運営は市が「保険者」となって、加入者（被保険者）が納める保険料と国や県からの補助金などを財源として、医療給付などの事業を行っています。

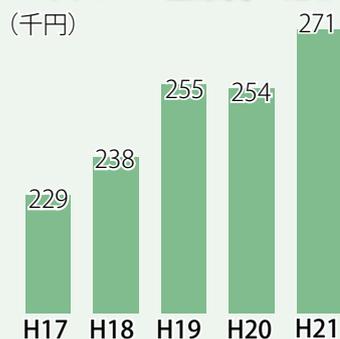
◆厳しい国保会計

県内の各市町とも国保会計は大変厳しい状況です。本市も平成19年度の国保会計決算では、約3億5千万円を次年度へ繰り越しましたが、21年度の決算見込み額は、医療給付費の大幅な増加などの影響で予算不足が予想されるため、積立金

繰越金と基金の推移



一人あたり医療費の推移



◎年々増加する医療費

東近江市の国保の一人当たり医療費は、平成17年度は、22万9千円でしたが、21年度（見込み）は27万1千円と年々増加しています。

※このグラフの数値は、平成20年度からの後期高齢者医療制度の創設により、75歳以上の医療費は含んでいません。

1億8千万円のほとんどを取り崩して賄う予定です。また、繰越金も減少し、このままでは赤字会計に陥ってしまいます。このように平成22年度予算は大きな収入財源の不足を生じますが、一般会計からの繰出金（国保会計を支援するために市が繰出すお金）を21年度の約3倍にあたる1億6千万円として、保険料率の上昇をできる限り抑制するなどの手当てをしました。

※改定の詳細は左ページへ



国民健康保険料率を次のとおり改定します

◆6月中旬、保険料の決定通知書を送付します

被保険者のおられる世帯主に対し、6月中旬に保険料の決定通知書を送付しますので、保険料額や納付方法をご確認ください。

また、国民健康保険料の納付義務は世帯主にありますので、世帯主が社会保険などの国民健康保険以外の健康保険に加入されている場合でも、同一世帯のどなたかが国保に加入していれば、世帯主あてに決定通知書を送付します。

◆平成22年度の国民健康保険料率



40歳以上65歳未満の年額保険料
→下記①②③の合計



40歳未満、65歳以上75歳未満の年額保険料
→下記①②の合計

①医療分 (所得割) $A \times 7.1\%$ + (均等割) 26,000円 + (平等割) 22,000円

②支援金等分 (所得割) $A \times 2.1\%$ + (均等割) 5,700円 + (平等割) 5,500円

③介護分 (所得割) $A \times 1.5\%$ + (均等割) 8,100円 + (平等割) 4,400円

- *Aは、(平成21年中所得額-33万円)で計算してください。
- *上限は①500,000円、②130,000円、③100,000円となります。
- *所得が一定金額以下の場合、保険料の軽減があります。

- 所得割：前年(21年中)の所得に応じて負担していただくもの
- 均等割：加入者一人につき一定額を負担していただくもの
- 平等割：加入一世帯につき一定額を負担していただくもの

人間ドック・脳ドック健診の 助成内容を変更します

平成22年度から人間ドック・脳ドック健診費用の助成内容を次のとおり変更します。

- 助成金額：健診費用の5割(限度額2万円、100円未満切捨)
- 申込期限：平成22年12月28日まで
- 申込方法：申込書を受付期間内に保険年金課または各支所へ提出してください。
- 必ず事前に申込をして、受診ください。

問保険年金課 ☎0748-24-5631 IP 050-5801-5631

◆保険料の納付方法

納付書または口座振替により納付していただく普通徴収と、世帯主の年金からの天引きにより納付していただく特別徴収があります。

普通徴収は6月から翌年3月までの年10回に分けて納めていただきます。なお、第1期の納付期限は6月30日(水)で、第2期以降は各月の末日です。(※末日が土、日、祝日の場合は翌営業日。12月は27日(月)になります。)

下記の①②両方に該当される場合は、特別徴収による納付となります。



- ①加入世帯の世帯主が65歳以上75歳未満
- ②加入者全員が65歳以上75歳未満

●特別徴収されている人の納付方法の変更

特別徴収されている人で、普通徴収(口座振替のみ)による納付を希望される場合は、変更申出書の提出と口座振替の登録が必要となります。(すでに口座振替で納付していただいている場合は、口座振替の登録は不要です)

◆減免制度について

事業の休廃業や失業、事故、疾病、長期入院などにより収入が著しく減少した場合は、保険料の減免が認められる場合があります。

◆非自発的失業者の保険料の軽減について

非自発的失業者の人(リストラなどで職を失った場合)は、失業時から翌年度末までの期間、前年給与所得額を100分の30として保険料を算定して保険料の軽減をします。また、高額療養費、高額介護合算療養費の限度額区分の判定時にも給与所得を100分の30にして再判定します。なお、平成21年3月31日以降に離職された人が対象です。



※事前に申請が必要です。申請できる要件などは、保険年金課または支所へお尋ねください。

問保険年金課 ☎0748-24-5632 IP050-5801-5632